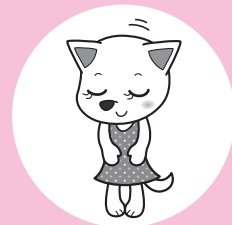


(40歳以上)

当健康保険組合の補助を受けずに 健康診断を受診された方



健診結果の提出にご協力をお願いします

例えば・・・

- ・パート先、アルバイト先で健診を受診した
- ・定期的な通院で特定健診の項目の検査を受けた

法律により、医療保険者(旭化成健康保険組合)に対し、**40歳以上のすべての加入者の特定健診結果を国へ報告することが義務付けられています。**

当健康保険組合の補助を受けずに、健診(特定健診の項目)を受診された方は、健診結果のご提出をお願いいたします。
※特定健診の項目はP2を参照

★対象となる方は返信用封筒等を送付いたしますので、下記問い合わせ先までお電話下さい。

〔がん検診等を受診され当健保に補助金申請をされる場合は、お電話いただく前に申請分と一緒に健診結果のコピーを同封いただいても構いません。その場合は、結果のコピーに“勤務先健診”“定期通院”等の記載をお願いいたします。〕

ご提出頂いた方には、

健診結果を基に自分の健康状態が何歳相当であるのかを表す

「健康年齢」を送付いたします

(任意継続中の方については、事情により健康年齢の送付ができませんので粗品を送付します)

※健診結果につきましては、個人情報に関する法令を遵守し適正に管理します

【お問い合わせ先】

旭化成健康保険組合

家族・任意継続本人健診担当

フリーダイヤル：0120-290-053

電話：0982-22-2940

受付時間：8時～17時

(12時～13時を除く)

月～金 (祝日を除く)



健診結果を国へ報告しないとどうなるの？

国は健診受診率の目標値を設定しています。受診率の低い健保組合には、罰則として国へ納める納付金が増加されることが通告されています。このため健保財政が悪化し、結果として皆様に収めて頂く保険料の引き上げにつながることもあります。健診受診率のアップにご理解、ご協力をお願いいたします。